

岩手県選挙管理委員会告示第62号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年10月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（投票所の氏名等の掲載の順序を定めるくじの場所及び日時 の告示）</p> <p>第138条 法第175条（投票記載所の氏名等の掲示）第3項又は第6項の規定により氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員又は知事の選挙にあっては県の委員会が、その他の選挙にあっては市町村の委員会が、あらかじめ告示するものとする。</p>	<p>（投票所の氏名等の掲載の順序を定めるくじの場所及び日時 の告示）</p> <p>第138条 法第175条（投票記載所の氏名等の掲示）第3項又は第8項の規定により氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員又は知事の選挙にあっては県の委員会が、その他の選挙にあっては市町村の委員会が、あらかじめ告示するものとする。</p>
2	<p>（選挙運動用ビラの届出）</p> <p>第72条 法第142条（文書図画の頒布）第1項第1号、第2号又は第3号の規定による県の委員会に対するビラの届出は、選挙運動用ビラ届（様式第47号）によらなければならない。</p> <p>様式第47号（第72条関係）</p> <p>[略]</p> <p>公職選挙法第142条第1項（第1号、第2号、第3号）の規定により、選挙運動のために頒布するビラを下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第48号（第73条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 参議院議員通常選挙の場合にあっては、様式中「第 回」とあるのは、「年執行」とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（選挙運動用ビラの届出）</p> <p>第72条 法第142条（文書図画の頒布）第1項第1号、第2号、第3号又は第4号の規定による県の委員会に対するビラの届出は、選挙運動用ビラ届（様式第47号）によらなければならない。</p> <p>様式第47号（第72条関係）</p> <p>[略]</p> <p>公職選挙法第142条第1項（第1号、第2号、第3号、第4号）の規定により、選挙運動のために頒布するビラを下記のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第48号（第73条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 衆議院小選挙区選出議員の選挙及び県議会議員の選挙の場合にあっては、様式中「何選挙」とあるのは、「何選挙何選挙区」とする。</p> <p>2 参議院議員の通常選挙の場合にあっては、様式中「第 回」とあるのは、「年執行」とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、平成30年10月25日から施行する。

2 この告示（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県選挙等執行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行

日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。